

学校法人高田学苑寄附行為

(昭和26年3月2日 認可)

変更認可	昭和41年1月25日	昭和58年12月22日
	昭和60年5月21日	昭和61年6月12日
	平成4年5月8日	平成5年1月28日
	平成8年6月25日	平成12年12月21日
	平成14年11月7日	平成16年11月1日
	平成17年11月1日	平成22年11月9日
	平成24年5月31日	平成24年11月9日
		令和2年3月27日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人高田学苑と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を三重県津市大里窪田町字下沢2865番地の1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、仏教精神を基として宗教的情操を培い人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

- (1) 高田短期大学(子ども学科、キャリア育成学科)
- (2) 高田高等学校(全日制普通科)
- (3) 高田中学校

(総裁)

第5条 この法人に総裁を置く。

- 2 総裁は、真宗高田派法主とする。
- 3 総裁は、この法人の運営に関し理事会が特に必要と認めた事項について、理事会の諮問に応じる。

第2章 役員

(役員)

第6条 この法人に、次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 10名
- (2) 監事 2名

(理事長の選任及び職務)

第7条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事長は、法令及び寄附行為に規定する職務を行い、学校法人高田学苑(以下「学苑」という。)内部の事務を統括し、学苑の業務について学苑を代表する。

(業務決定の特例)

第8条 次に掲げる事項については、理事の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (3) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
- (4) 残余財産の処分に関する事項

(理事の代表権の制限)

第9条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの学校法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第10条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(学苑長の設置)

第10条の2 この法人に、学校法人高田学苑学苑長(以下「学苑長」という。)を置くものとする。

2 学苑長の職務は、理事長を補佐し、学苑内部の事務を整理する。

(理事の選任)

第11条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 真宗高田派宗務総長(以下「宗務総長」という。)
 - (2) 学苑長、高田短期大学長、高田高等学校長及び高田中学校長 4名
 - (3) 評議員のうちから評議員会において選任された者 5名
- 2 前項第2号に兼務する者がある場合は、兼務した数を第6条第1号の理事の定数より減ずるものとする。

(監事の選任及び職務)

第12条 監事は、この法人の理事、職員(校長(学長)、教員その他職員を含む。以下同じ。)、評議員または役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外のものであって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選出する者とする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - (7) 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事に意見を述べること。
- 4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

- 第13条 宗務総長、学苑長及びこの法人の設置する学校の校長(学長を含む。)である理事の任期は、その職にある間とし、評議員のうちから評議員会において選任された理事の任期は評議員の任期に従う。
- 2 監事の任期は、4年(就任の日を起算日とする。)とする。
 - 3 役員に欠員を生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
 - 4 役員は再任されることができる。
 - 5 役員は任期満了後も後任者が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員解任及び退任)

- 第14条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

- 第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は理事総数の3分の2以上から理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- 4 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 5 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 6 理事長が第3項の規程による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 7 第12条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会は、理事の過半数の出席がなければその議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 理事会の議事は、法令及び寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 10 前項の場合には、議長は理事として議決に加わることができない。
- 11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを本部事務局に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する昇任の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第3章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 評議員会は、次の各号に掲げる21名以上25名以内の評議員をもって組織する。

- (1) 宗務総長
- (2) 学苑長、高田短期大学長、高田高等学校長及び高田中学校長 4名
- (3) この法人の職員のうちから選任される者 3名又は4名
- (4) この法人に対し功労のある者のうちから選任される者 4名又は5名
- (5) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任される者 4名又は5名
- (6) 真宗高田派本山総務 1名
- (7) この法人に関係ある学識経験者のうちから選任される者 4名又は5名

2 前項第1号から第3号まで及び第6号に規定する評議員は、それぞれの職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第1項第2号に兼務する者がある場合は、兼務した数を同条第1項の評議員の定数より減ずるものとする。

(議長)

第19条 評議員会の議長は会議の都度評議員の互選で定める。

(会議)

第20条 評議員会の会議は定例会及び臨時会の2種とする。

(1) 定例会は3月及び5月に招集する。

(2) 臨時会は、理事長が必要と認めた場合及び私立学校法第41条第5項の規定により招集する。

2 評議員会は理事長が招集する。

3 評議員会を招集する場合には、開会の日より1週間以前に会議の日時、場所及び目的事項を各評議員に通告しなければならない。ただし、臨時緊急の場合は、この限りでない。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、第7項の規程による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

5 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

6 前項の場合において議長は評議員として議決に加わることができない。

7 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

(7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) 寄附金品の募集に関する事項

(10) 寄附行為の施行細則に関する事項

(11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(議事録)

第22条 第17条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の選任)

第23条 評議員(第18条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に規程する評議員を除く。次条において同じ。)は、宗務総長と学苑長とが理事会の意見を聴いて選任する。

(任期)

第24条 評議員の任期は、4年(就任の日を起算日とする。)とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまではその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の自由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第4章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第28条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し、又は担保に供してはならない。ただしこの法人の事業の遂行上やむを得ない事由のあるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる積立金の運用)

第29条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは、定期預金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、学生生徒等納付金収入、手数料収入、真宗高田派交付金その他の運用財産(不動産及び積立金を除く。)をもって支弁する。

(予算・事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第31条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第32条 決算及び事業報告は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは理事の3分の2以上の同意がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

第5章 情報の公表

(情報の公表)

第35条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第36条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 解散及び合併

（解散）

第37条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第38条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した3分の2以上の決議を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行細則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

（書類及び帳簿の備付）

第41条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、校報及び真宗高田派本山宗報に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この法人の組織変更当初の役員並びに評議員は、次のとおりとする。

(省略)

附 則

この寄附行為は認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年5月8日)から施行する。
- 2 この寄附行為の変更により選任された理事及び評議員の任期は、他の任期を有する理事及び評議員の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 平成5年1月28日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。
(高田短期大学の保育科・教養科の存続に関する経過措置)
- 2 高田短期大学の保育科・教養科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成8年6月25日)から施行する。
- 2 この寄附行為の施行日の前日において、改正前の寄附行為第15条第1項第3号、第4号及び第5号並びに第7号の規定により、この法人の評議員の職にある者にあつては、改正後の寄附行為第15条第1項第3号、第4号及び第5号並びに第8号の規定よりそれぞれ選任されたものとみなす。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年12月21日)から施行する。
- 2 変更後の第4条の規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 この寄附行為の施行日に現に在任する評議員は、変更後の第20条及び第21条の規程に基づいて選任されたものとみなす。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年7月30日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年3月31日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年12月5日)から施行する。

附 則

この寄附行為(第4条関係)は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年10月9日)から施行する。

附 則

1 この寄附行為(第13条及び第25条)は、文部科学大臣の認可の日(平成24年12月21日)から施行する。

2 この寄附行為(第4条関係)は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 令和2年2月12日文部科学大臣認可の寄附行為は令和2年4月1日から施行する。